

熱中症対策に係る厚生労働省の取組

平成 23 年 5 月 23 日
厚生労働省

1. 省内打合せの開催

熱中症対策の効率的・効果的な実施方策を検討し、情報交換を行うため、省内関係局による打合せを開催（4 月 20 日）。

メンバー：医政局、健康局、基準局、安衛部、高障部、雇児局、社会局、障害部、老健局

今後、定期的に、情報交換等を実施予定。

2. 熱中症予防対策の普及啓発・注意喚起

① 地方自治体に対する周知依頼

熱中症の予防法について、厚労省版リーフレットを作成し、以下の呼びかけ主体を通じて、広く国民一人一人に熱中症予防を呼びかけるよう、関係局連名で地方自治体に対して周知依頼。

＜熱中症予防、対処法の具体的な取組例＞

- こまめな水分・塩分の補給
- 通気性のよい吸湿・速乾の服装
- 外出時の日傘や帽子の着用、日陰の利用
- 室温が上がりにくい環境の確保（遮光カーテン等）、打ち水
- こまめな室温確認、WBGT 値（気温、湿度等から算出される熱中症予防の指標となる暑さ指数）の測定
- 体温測定（特に体温調整機能が十分でない高齢者、小児）
- 保冷剤、氷、ぬれタオル等による体の冷却
- ※ 節電対策下においても、熱中症予防にも十分注意するよう呼びかけ

＜呼びかけ主体＞

自治体、保健所・保健センター（検診、健康相談、訪問指導等）、医療機関、介護事業者（施設、訪問介護等）、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、学校、児童相談所、地域ボランティア、健康づくり関係団体等

＜呼びかけ対象者＞

- 基本的には幅広く呼びかけ
- 特に留意が必要なハイリスクグループ（高齢者、小児、寝たきり、

- 生活困窮者等) に対しては、重点的な訪問等をお願いする
- ※ ハイリスク者全員への戸別訪問を目指すものではなく、各主体の可能な範囲での協力ベースで、リーフレット配布、声かけ等を実施。
 - ※ 併せて、緊急の場合に、水分補給や涼しい場所へ避難できるよう、避難所（シェルター）の協力を呼びかけ（例：コンビニ、薬局）

3. 職場における熱中症予防対策

- 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等を行うよう、引き続き、事業場に対し指導
- ※ パンフレット、ポスターを各労働局を通じて事業場等へ配付済み（3月下旬）

4. 熱中症の救急患者の受入れ

- 救急医療機関等で適切に熱中症患者を受入れ、治療がなされるよう、注意喚起を行う。